

ドコモ ガス Supplied by 東邦ガス
選 択 約 款
家庭用床暖房契約
～床暖トクトク料金～

2025 年 11 月 5 日実施

株式会社 NTT ドコモ

目次

1. 適 用	1
2. 用語の定義.....	1
3. 適用条件.....	2
4. 契約の締結.....	3
5. 適用の限界.....	3
6. 料 金.....	3
7. 単位料金の調整	3
8. 割引制度.....	4
9. 設置確認.....	4
10. その他.....	5
付 則	6
(別 表)	7

1. 適 用

- (1) この「ドコモ ガス Supplied by 東邦ガス 選択約款 家庭用床暖房契約 ～床暖トクトク料金～」(以下「この選択約款」といいます。)は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。
- (2) この選択約款は、当社の「ドコモ ガス Supplied by 東邦ガス 基本約款」(以下「基本約款」といいます。)とあわせて適用いたします。

2. 用語の定義

- (1) 「床暖房」とは、エネルギー源としてガスを使用し、熱源機により、床面下もしくは壁中に設置した配管に温水を供給して床面もしくは壁面の一定面積の暖房を行うシステムをいいます。ただし、温風暖房を除きます。
- (2) 「家庭用セントラルヒーティングシステム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を複数接続する機能を有する熱源機により、放熱器に温水を供給して暖房を行う家庭用のシステムをいいます。
- (3) 「家庭用高効率給湯器」(以下「高効率給湯器」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90%以上である給湯器をいいます。
- (4) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、ガスエンジン、燃料電池等により電力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電併給システムで、定格発電出力(機器容量)が700W以上5kW未満のものをいいます。
- (5) 「浴室暖房乾燥機」とは、エネルギー源としてガスを使用し、熱源機により温水を供給して浴室で暖房乾燥を行うシステムをいいます。
- (6) 「衣類乾燥機」とは、エネルギー源としてガスを使用し、衣類等の乾燥を行うことを主な目的とした燃焼機器、もしくはエネルギー源としてガスを使用し、熱源機により温水を供給して衣類等の乾燥を行うことを主な目的としたシステムをいいます。
- (7) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている

部分とが結合している住宅をいいます。

(8) 「住居部分」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有する部分をいい、専用住宅の全部と、併用住宅の居住の用に供されている部分をいいます。

(9) 「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する住居部分の室をいいます(浴室、洗面所等は含みません。)。

(10) 「単位料金」とは、7に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

(1) または(2)のいずれかの事項を満たすことを条件といたします。

(1) 家庭用床暖房契約1種（エコジョーズプラン）（以下「エコジョーズプラン」といいます。)。

①専用住宅において、居室に床暖房を設置し、使用するとともに、高効率給湯器を使用すること。

②専用住宅において、居室に家庭用セントラルヒーティングシステムを設置し、使用するとともに、高効率給湯器を使用すること。

③託送供給約款に規定する1需要場所におけるガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下の併用住宅において、居室に床暖房を設置し、使用するとともに、住居部分で高効率給湯器を使用すること。

④託送供給約款に規定する1需要場所におけるガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下の併用住宅において、居室に家庭用セントラルヒーティングシステムを設置し、使用するとともに、住居部分で高効率給湯器を使用すること。

(2) 家庭用床暖房契約2種（標準プラン）（以下「標準プラン」といいます。)

①専用住宅において、居室に床暖房を設置し、使用すること。

②専用住宅において、居室に家庭用セントラルヒーティングシステムを設置し、使用すること。

③託送供給約款に規定する1需要場所におけるガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下の併用住宅において、居室に床暖房を設置し、使用すること。

④託送供給約款に規定する1需要場所におけるガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下の併用住宅において、居室に家庭用セントラルヒーティングシステムを設置

し、使用すること。

4. 契約の締結

(1) お客さまは、次に定める期間（以下「最低利用期間」といいます。）契約を継続していただきます。

①この選択約款にもとづき新たにガスの使用を開始した場合は、適用開始日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までを最低利用期間といたします。

②東邦ガス、東邦ガスの他の取次店、東邦ガス以外の他のガス小売事業者から当社へ変更してこの選択約款にもとづきガスの使用を開始した場合、または当社の他のガス使用契約からこの選択約款に変更した場合は、適用開始日から同日が属する月を起算月として12か月目の月の定例検針日までを最低利用期間といたします。

(2) ガスの使用を開始するとき、所有機器確認において3の適用条件または8の割引制度の適用条件（以下「3または8に定める適用条件」といいます。）と一致しないことが判明した場合、所有機器情報にもとづき当社が適用可能な選択約款または割引制度を適用することを事前に承諾いただきます。なお、適用する選択約款または割引制度については、書面にてお知らせいたします。

5. 適用の限界

当社は、ガス基本約款にもとづき、お客さまからのこの選択約款の適用の申し出について承諾しないことがあります。

6. 料 金

当社は、エコジョーズプランには別表の料金表1および料金表3を、標準プランには別表の料金表2および料金表4を適用して、料金を算定いたします。

7. 単位料金の調整

東邦ガスは、基本約款にもとづき、毎月、別表の各料金表に定める基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。

8. 割引制度

- (1) 当社は、エコジョーズプランにおいて、次の条件を満たすお客さまに対し、お客さまからの所定の様式によるお申し込み（4（2）はこの限りではありません。）にもとづき割引を適用いたします。

乾燥割引

適用条件 住居部分にて浴室暖房乾燥機もしくは衣類乾燥機を使用すること。

- (2) 当社は、標準プランにおいて、次のいずれかの条件を満たすお客さまに対し、お客さまからの所定の様式によるお申し込み（4（2）はこの限りではありません。）にもとづき各割引を適用いたします。ただし、割引の併用はできません。

①乾燥割引

適用条件 住居部分にて浴室暖房乾燥機もしくは衣類乾燥機を使用すること。

②エコウィル割引

適用条件 住居部分にて家庭用コージェネレーションシステムを使用すること。

③エコウィル乾燥割引

適用条件 ①および②の適用条件を満たすこと。

- (3) 当社は、割引制度を適用する場合、エコジョーズプランにおける乾燥割引には別表の料金表3を適用して割引額を算定いたします。また、標準プランにおける乾燥割引には別表の料金表4（1）を、エコウィル割引には別表の料金表4（2）を、エコウィル乾燥割引には別表の料金表4（3）を適用して割引額を算定いたします。
- (4) すでにこの選択約款を契約されているお客さまで、割引制度の適用を受けられていないお客さまが、お申し込みにより新たに割引制度の適用を受けられる場合、もしくはすでに割引制度の適用を受けているお客さまが、お申し込みにより割引の種類の変更、もしくは割引制度の適用を取りやめた場合、その最低利用期間は、4（1）の当社の他のガス使用契約からこの選択約款に変更した場合と同様といたします。

9. 設置確認

- (1) 当社または東邦ガスは、3または8に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には正当な事由がない限り、住宅への

立入りを承諾していただきます。万一、立入りを承諾していただけない場合、あるいは3または8に定める適用条件を満たしていないと当社が判断した場合、当社は、この選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約することがあります。

(2) お客さまが、床暖房、家庭用セントラルヒーティングシステム、高効率給湯器を取り外すなど、3に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものといたします。

(3) 割引制度の適用を受けているお客さまが、浴室暖房乾燥機、衣類乾燥機、家庭用コージェネレーションシステムを取り外すなど、8に定める割引制度の適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、割引制度の適用を取りやめたものといたします。

10. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施の期日

2025年11月5日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 割引制度を適用しない場合の料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。また、割引制度を適用する場合の料金は、割引前料金から割引額を差し引いたものといたします。

(2) 割引前料金は、基本料金と従量料金の合計といたします(1円未満の端数は切り捨て)。

(3) 従量料金は、基準単位料金または7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(4) 割引額は、割引前料金に別表の料金表3または料金表4に定める割引率を乗じて算定いたします(1円未満の端数は切り上げ)。ただし、割引額算定の結果が別表の料金表3または料金表4の各々に定める割引上限額を超える場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。

(5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額(1円未満の端数は切り捨て)

$$= \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表1 (エコジョーズプラン)

(1) 基本料金(消費税等相当額を含みます。)

1か月およびガスメーター1個につき	2,860.00円
-------------------	-----------

(2) 基準単位料金(消費税等相当額を含みます。)

1立方メートルにつき	117.84円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

3. 料金表2 (標準プラン)

(1) 基本料金(消費税等相当額を含みます。)

1 か月およびガスメーター 1 個につき	2,915.00円
----------------------	-----------

(2) 基準単位料金（消費税等相当額を含みます。）

1 立方メートルにつき	120.89円
-------------	---------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、7 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

4. 料金表 3（エコジョーズプランの割引制度）

乾燥割引

(1) 割引率

割引率	5 パーセント
-----	---------

(2) 割引上限額

割引上限額 (1 か月につき)	3,300.00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------

5. 料金表 4（標準プランの割引制度）

(1) 乾燥割引

(2) エコウィル割引

(3) エコウィル乾燥割引

①割引率

割引種	割引率
(1)	5 パーセント
(2)	5 パーセント
(3)	10パーセント

②割引上限額（いずれの割引制度も同じとします。）

割引上限額 (1 か月につき)	3,300.00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------